

2026 年 8 月 12 日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、全国銀行協会では「2027 年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を決定しました。

こうした状況を踏まえ、埼玉縣信用金庫は新たに以下の対応を実施します。

記

<手形割引、商業手形譲渡担保貸付を申込みされるお客さま>

取扱期限: 2026 年 9 月 30 日(水)

2026 年 9 月 30 日(水)をもちまして、受付を終了させていただきます。

手形期日を問わず、期限を超過した場合は手形割引ならびに商業手形譲渡担保貸付をご利用いただくことができません。

なお、取扱期限内であっても、2027 年 4 月 1 日以降を支払期日とする手形については、ご利用いただくことができません。

※ でんさい(電子記録債権)割引は除く

<電子化に向けた当金庫の取組み>

内容	実施(予定)日
当座預金の新規口座開設停止	2024 年 12 月 2 日(月)
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止 (手形割引を含みます)	
払戻請求書による当座勘定からの払戻開始	2025 年 1 月 6 日(月)
銀行振出小切手の発行受付終了	2026 年 1 月 30 日(金)
手形・小切手の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日(火)
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026 年 9 月 30 日(水)
他行庫振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	2026 年 9 月 30 日(水)
未使用手形・小切手用紙の買戻し受付開始	2026 年 10 月 1 日(木)

<代替サービスのご案内>

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがございます。

「さいしんダイレクトビジネス(インターネットバンキング)による振込」や「さいしんでんさいサービス」など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

○ さいしんダイレクトビジネス

https://www.saishin.co.jp/houjin/service/direct_business/



- さいしんでんさいサービス

<https://www.saishin.co.jp/houjin/service/densai/>



以上

